

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000
計	1,500,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	434,403	434,403	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所ヘラクレス	—
計	434,403	434,403	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しています。

- ① 平成19年8月22日開催の株式会社パソナ定時株主総会において、当社を完全親会社として設立する株式移転(以下「本件株式移転」といいます)が承認され、本件株式移転により、株式会社パソナが平成15年8月26日の株主総会決議に基づき発行した第2回及び第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第1回新株予約権が交付されました。当社第1回新株予約権の状況は次のとおりです。

	事業年度末現在 (平成20年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	525(注) 1	522
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,575	1,566
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日より 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 240,000 資本組入額 120,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役・監査役・執行役員・従業員・顧問であることを要する。ただし、新株予約権者が当社または当社関係会社の取締役・監査役・執行役員を任期満了により退任した場合、従業員を定年により退職した場合、期間満了により顧問の職を辞した場合、死亡した場合は、この限りではない。この場合、新株予約権者または新株予約権者の相続人は、当該事由が発生した日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができる。 新株予約権者が後見開始の審判を受けた場合は、新株予約権者の成年後見人が当該後見開始の審判の日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3個であります。

ただし、当社が株式分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個あたりの目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額であり、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの金額(以下「行使価額」という。)を記載している。当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整

するものとする。

### 3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

#### ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

#### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の行使時の払込金額および(注)2に準じて決定する。

#### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

#### ⑥ 新株予約権の行使の条件

残存新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

#### ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

残存新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項に準じて決定する。

#### ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

#### ⑨ 新株予約権の取得条項

(注)4に準じて決定する。

### 4 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社普通株式の東京証券取引所における終値が、行使価額の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて取得することができる。

③ その他、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使できないものが生じたときは当該新株予約権を無償で取得することができる。

5 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数については、退職等により新株予約権の行使の条件を満たさなくなった者の有する新株予約権の数およびその目的となる株式の数を除いて記載しております。

- ② 本件株式移転により、株式会社パソナが平成16年8月26日の株主総会決議に基づき発行した第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第2回新株予約権が交付されました。当社第2回新株予約権の状況は次のとおりです。

	事業年度末現在 (平成20年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	3,150(注)1	3,135
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,150	3,135
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日より 平成23年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260,000 資本組入額 130,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役・監査役・執行役員・従業員・顧問であることを要する。ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役・監査役・執行役員を任期満了により退任した場合、従業員を定年により退職した場合、期間満了により顧問の職を辞した場合、死亡した場合は、この限りではない。この場合、新株予約権者または新株予約権者の相続人は、当該事由が発生した日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が後見開始の審判を受けた場合は、新株予約権者の成年後見人が当該後見開始の審判の日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1個であります。

ただし、当社が株式分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個あたりの目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

2～5 (2)「新株予約権等の状況」①と同内容になります。

- ③ 本件株式移転により、株式会社パソナが平成17年8月25日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第3回新株予約権が交付されました。当社第3回新株予約権の状況は次のとおりです。

	事業年度末現在 (平成20年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年7月31日)
新株予約権の数(個)	4,260(注)1	4,235
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,260	4,235
新株予約権の行使時の払込金額(円)	310,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年12月3日より 平成24年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 310,000 資本組入額 155,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社または当社関係会社の取締役・監査役・執行役員・従業員・顧問であることを要する。ただし、新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役・監査役・執行役員を任期満了により退任した場合、従業員を定年により退職した場合、期間満了により顧問の職を辞した場合、死亡した場合は、この限りではない。この場合、新株予約権者または新株予約権者の相続人は、当該事由が発生した日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が後見開始の審判を受けた場合は、新株予約権者の成年後見人が当該後見開始の審判の日より6ヶ月の間に1回に限り権利を行使することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1個であります。

ただし、当社が株式分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権1個あたりの目的となる株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じ目的たる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で目的たる株式の数を調整するものとする。

2～5 (2)「新株予約権等の状況」①と同内容になります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年12月3日	434,403	434,403	5,000	5,000	5,000	5,000

(注) 当社は、平成19年12月3日に株式移転により設立しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年5月31日現在

区分	株式の状況								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	34	19	111	75	6	11,002	11,247	—
所有株式数 (株)	0	35,573	1,543	78,437	65,581	12	253,257	434,403	—
所有株式数 の割合 (%)	0	8.19	0.35	18.06	15.10	0.00	58.30	100.00	—

(注) 上記「個人その他」には、自己株式が17,500株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

平成20年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
南部 靖之	兵庫県神戸市中央区	147,632	33.99
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	42,462	9.77
株式会社南部エンタープライズ	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	35,688	8.22
株式会社日興コーディアルグル ープ (注) 1	東京都中央区日本橋兜町6番5号	33,330	7.67
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号	9,918	2.28
南部 栄三郎	東京都港区	9,000	2.07
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イ ッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンシ ョン (常任代理人 香港上海銀行 東京支店カスタディ業務部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	7,072	1.63
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,125	1.18
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,484	1.03
パソナグループ従業員持株会	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	3,721	0.86
計	—	298,432	68.70

- (注) 1 株式会社日興コーディアルグループは、平成20年5月1日付の合併により、日興シティホールディングス株式会社に変更になっております。
- 2 上記のほか、提出会社名義の自己株式17,500株(発行済株式総数に対する所有割合4.03%)があります。また、当社は、平成20年7月25日開催の取締役会において、自己株式の取得に関する事項を決議し、平成20年7月31日に自己株式33,330株(発行済株式総数に対する所有割合7.67%)を取得いたしました。これらの自己株式は、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
- 3 日興シティホールディングス株式会社から平成20年8月5日付で関東財務局に大量保有報告書の送付があり、平成20年7月31日現在で保有する全ての株式を売却した旨の報告を受けております。
- 4 ハリス・アソシエイツ・エル・ピーから平成20年5月23日付で関東財務局に大量保有報告書の送付があり、平成20年5月20日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含まれておりません。  
なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハリス・アソシエイ ツ・エル・ピー	2 North LaSalle Street, Suit 500, Chicago, IL, USA, 60602	52,341	12.05
計	—	52,341	12.05

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成20年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 416,903	416,903	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	434,403	—	—
総株主の議決権	—	416,903	—

## ② 【自己株式等】

平成20年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社パソナグループ (自己保有株式)	東京都千代田区丸の内 1丁目5番1号	17,500	—	17,500	4.03
計	—	17,500	—	17,500	4.03



(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

- ① 株式移転により、株式会社パソナが平成15年8月26日の株主総会決議に基づき発行した第2回及び第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第1回新株予約権が交付されました。当該ストック・オプション制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	平成15年8月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社パソナ取締役4名、および同社従業員304名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)2
株式の数(株)	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)2

- (注) 1 決議年月日は株式会社パソナにおける株主総会の決議日であります。また、付与対象者の区分及び人数は株式会社パソナにおける決議日時点での内容を記載しております。  
2 「(2)新株予約権等の状況①」において新株予約権の内容を記載しております。

- ② 株式移転により、株式会社パソナが平成16年8月26日の株主総会決議に基づき発行した第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第2回新株予約権が交付されました。当該ストック・オプション制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	平成16年8月26日(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社パソナ取締役9名、同社執行役員19名、同社従業員839名、同社完全子会社取締役10名、同社完全子会社以外の子会社・関連会社の取締役8名および同社完全子会社以外の子会社の従業員1名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)2
株式の数(株)	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)2

- (注) 1 当社設立前に株式会社パソナが決議した時点での内容を記載しております。  
2 「(2)新株予約権等の状況②」において新株予約権の内容を記載しております。

- ③ 株式移転により、株式会社パソナが平成17年8月25日の株主総会決議に基づき発行した第5回新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わり、当社第3回新株予約権が交付されました。当該ストック・オプション制度の内容は次のとおりです。

決議年月日	平成17年8月25日(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社パソナ取締役11名、同社執行役員22名、同社従業員966名、同社完全子会社(外国法人を含む)取締役10名、同社完全子会社以外の子会社・関連会社の取締役11名および同社完全子会社以外の子会社の従業員2名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)2
株式の数(株)	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)2

(注) 1 当社設立前に株式会社パソナが決議した時点での内容を記載しております。

2 「(2)新株予約権等の状況③」において新株予約権の内容を記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第12号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成20年7月25日決議)での決議状況 (取得期間 平成20年7月28日 ～平成20年10月31日)	50,000	3,500
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式 (注) 1、2	33,330	2,459
提出日現在の未行使割合(%)	33.34	29.72

(注) 1 当期間は平成20年7月28日より有価証券報告書提出日までであります。

2 当期間における取得自己株式数には、平成20年8月1日以降有価証券報告書提出日までの取得による株式数は含めておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
会社分割による取得 (注) (取得期間 平成20年3月1日)	17,500	2,257
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	17,500	2,257
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 当社及び株式会社パソナは平成20年1月24日開催の両社取締役会にて、当社を承継会社とする分割契約を締結し、株式会社パソナが保有していた当社株式は当該分割の効力発生日である平成20年3月1日に当社が承継しております。なお、当社にとっては簡易吸収分割に、株式会社パソナにとっては略式吸収分割に該当するため、両社とも株主総会の承認を得ることなく当該分割を実施しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注) 1、2	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	17,500	—	50,830	—

(注) 1 当期間は平成20年6月1日より有価証券報告書提出日までであります。

2 当期間における取得自己株式数には、平成20年8月1日以降有価証券報告書提出日までの取得による株式数は含めておりません。

3 当社は、平成20年7月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。消却する株式の総数は17,500株(消却前発行済株式総数の4.03%)であり、消却予定日は平成20年8月29日であります。

### 3 【配当政策】

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、成長過程にある人材ビジネス市場で十分な役割を果たすため、新規事業投資や設備投資などの成長資金を確保しつつ、経営基盤と収益力の強化に努め、企業価値の向上による株主利益の増大を目指しております。また、業績に応じた株主還元を実施することを基本方針として、連結配当性向の目標を25%としておりますが、同時に継続的かつ安定的な配当の維持にも努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年1月24日 取締役会	500	1,200
平成20年7月25日 取締役会	541	1,300

※当期中間期末の配当は株式会社パソナの取締役会で決議し、株式会社パソナが実施しました。

#### (2) 当期の配当

当期の年間配当金は、1株につき2,500円（株式会社パソナより実施済みの中間配当金1,200円、株式会社パソナグループが実施する期末配当金1,300円）となっております。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期
決算年月	平成20年5月
最高(円)	142,000
最低(円)	55,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 12月	平成20年 1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	142,000	101,000	83,900	82,700	74,900	88,800
最低(円)	104,000	75,200	70,300	62,600	55,400	72,300

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 当社は、平成19年12月3日に株式移転により設立され東京証券取引所市場第一部に上場しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 グループ 代表 兼 社長	—	南 部 靖 之	昭和27年1月5日	昭和51年2月 株式会社マンパワーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)設立同社専務取締役 平成3年4月 株式会社テンポラリーセンター(旧株式会社マンパワーセンター)代表取締役 平成4年3月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)代表取締役 平成11年4月 株式会社パソナ(旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ)代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)代表取締役グループ代表 平成16年6月 同社代表取締役グループ代表営業総本部長 平成16年8月 同社代表取締役グループ代表兼社長営業総本部長 平成19年12月 同社代表取締役(現任) 平成19年12月 当社代表取締役グループ代表兼社長(現任)	注4	147,632
取締役	専務執行役員 社会貢献室長 兼 人事部・ 広報室・企画 制作室・日本 CHO協会 担当	深 澤 旬 子	昭和28年5月28日	昭和49年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社 昭和53年7月 株式会社電通入社 昭和56年9月 株式会社テンポラリーセンター(現株式会社南部エンタープライズ)入社 平成2年1月 同社取締役広報室長 平成5年6月 株式会社パソナ(旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ)取締役人事部・広報室・企画部担当 平成11年4月 同社常務取締役人事企画本部長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)専務執行役員人事企画本部長 平成15年4月 株式会社パソナハートフル代表取締役社長(現任) 平成16年8月 株式会社パソナ取締役専務執行役員人事部・広報企画部担当 平成19年12月 当社取締役専務執行役員社会貢献室長兼人事部・広報室・企画制作室・日本CHO協会担当(現任)	注4	1,646

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	専務執行役員 事業開発部 担当	山本 絹子	昭和30年11月5日	昭和54年2月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成2年1月 同社取締役大阪営業本部担当 平成11年9月 株式会社パソナ（旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ）常務取締役 神戸担当 平成12年6月 株式会社パソナ（旧株式会社パソナサンライズ）常務執行役員雇用開発室担当雇用開発室長 平成16年8月 同社取締役常務執行役員営業総本部雇用開発担当 平成17年6月 株式会社関西雇用創出機構代表取締役社長（現任） 平成17年9月 株式会社パソナ取締役専務執行役員営業総本部雇用開発担当 平成19年12月 当社取締役専務執行役員事業開発部担当（現任） 平成20年6月 株式会社関東雇用創出機構代表取締役社長（現任）	注4	1,001
取締役	専務執行役員 総務部・コンプライアンス室・法務室・内部統制室 担当	鈴木 雅子	昭和29年2月4日	昭和47年4月 日本郵船株式会社入社 昭和58年7月 株式会社テンポラリーセンター（現株式会社南部エンタープライズ）入社 平成11年4月 株式会社パソナ（旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ）執行役員 中部日本営業本部長兼中部日本スタッフイング部長 平成14年6月 株式会社パソナ（旧株式会社パソナサンライズ）常務執行役員スタッフイング統括部・CS部・業務部担当スタッフイング統括部長 平成16年8月 同社取締役常務執行役員営業総本部スタッフイング・業務部・CS部担当 平成16年9月 同社取締役専務執行役員営業総本部スタッフイング・ITソリューション部・情報システム部担当 平成18年7月 同社取締役専務執行役員営業本部長 平成19年12月 当社取締役専務執行役員総務部・コンプライアンス室・法務室・内部統制室担当（現任）	注4	461

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	専務執行役員 財務経理部・ 情報システム 企画部・ IR室担当	川崎悦道	昭和28年1月8日	昭和51年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 シドニー支店長 平成16年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナ サンライズ) 入社 営業総本部雇用開発新規プロジェクト担当ゼネラルマネージャー 平成16年8月 同社取締役執行役員営業総本部雇用開発新規プロジェクト担当 平成16年9月 同社取締役執行役員営業総本部営業推進・関連会社室担当 平成17年8月 同社取締役執行役員経営企画室長 平成17年9月 同社取締役常務執行役員経営企画室長兼IR室担当 平成19年12月 当社取締役専務執行役員財務経理部・情報システム企画部・IR室担当(現任)	注4	21
取締役	常務執行役員 経営企画部長 兼CMO室・ 国際業務室 担当	若本博隆	昭和35年11月2日	昭和59年4月 株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行) 入行 平成元年6月 株式会社テンポラリーセンター(現株式会社南部エンタープライズ) 入社 平成9年2月 株式会社パソナ(旧株式会社テンポラリーセンター、現株式会社南部エンタープライズ) 管理本部人事部 理事 平成11年9月 株式会社神戸クローザー取締役 平成14年4月 同社代表取締役 平成18年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナ サンライズ) 執行役員経営企画室長 平成18年8月 同社取締役執行役員経営企画室長兼法務室・関連会社室・国際業務室担当 平成18年9月 同社取締役常務執行役員経営企画室長兼法務室・関連会社室・国際業務室担当 平成19年12月 同社取締役副社長(現任) 平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営企画部長兼CMO室・国際業務室担当(現任)	注4	300



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	相原 宏 徳	昭和13年6月17日	昭和37年4月 三菱商事株式会社入社 昭和62年6月 同社宇宙航空機部長 平成2年1月 同社情報・宇宙航空機本部長 平成4年6月 同社取締役 平成6年6月 同社常務取締役情報産業担当 平成10年4月 同社取締役副社長 平成12年3月 同社取締役副社長米州担当CEO兼 米国三菱商事会社社長 平成15年4月 同社取締役副社長執行役員 平成15年6月 宇宙通信株式会社取締役会長 平成15年8月 株式会社パソナ（旧株式会社パソナ サンライズ）取締役 平成17年7月 トランスキュー・テクノロジーズ株 式会社取締役会長 平成19年9月 T T I ・エルビュー株式会社取締役 会長（現任） Transcu Ltd社（シンガポール）取 締役会長（現任） 平成19年12月 当社取締役（現任）	注4	—
取締役	—	平 澤 創	昭和42年3月26日	平成2年4月 任天堂株式会社入社 平成4年10月 株式会社フェイス設立 代表取締役 社長（現任） 平成15年3月 株式会社八創代表取締役（現任） 平成16年8月 株式会社パソナ（旧株式会社パソナ サンライズ）取締役 平成19年12月 当社取締役（現任）	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	衛 藤 博 啓	昭和16年1月14日	昭和39年4月 株式会社富士銀行入行 昭和63年5月 同行秘書室長 平成2年6月 同行取締役秘書室長 平成3年4月 同行取締役名古屋支店長 平成4年5月 同行取締役業務総括部長 平成5年5月 同行代表取締役常務取締役 平成8年6月 同行代表取締役専務取締役 平成10年4月 同行代表取締役副頭取 平成11年6月 安田信託銀行株式会社代表取締役副社長 平成12年4月 同社代表取締役社長 平成14年4月 みずほアセット信託銀行株式会社代表取締役社長 平成15年3月 みずほ信託銀行株式会社代表取締役社長 サッポロビール株式会社(現サッポロホールディングス株式会社) 取締役(現任) 平成16年6月 みずほ信託銀行株式会社顧問(現任) 安田不動産株式会社監査役(現任) 平成17年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ) 取締役(現任) 平成19年12月 当社取締役(現任)	注4	22
取締役	—	早 川 吉 春	昭和23年2月23日	昭和45年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和48年8月 公認会計士登録 昭和60年4月 中央クーパーズ・アンド・ライブランドコンサルティング株式会社代表取締役 平成4年1月 中央監査法人業務本部担当代表社員 平成9年10月 同退所 平成9年12月 株式会社霞経営研究所代表取締役(現任) 平成14年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ) 監査役 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行監査役(現任) 平成19年6月 三井不動産株式会社取締役(現任) 平成19年12月 当社取締役(現任)	注4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	肥 後 一 雄	昭和17年6月8日	昭和40年4月 住友信託銀行株式会社入社 昭和57年1月 同社秘書室長 平成元年6月 同社仙台支店長 平成4年3月 同社東京営業第4部長 平成5年2月 同社日比谷支店長 平成8年7月 株式会社パソナ(現株式会社南部エンタープライズ) 管理本部管理部門理事 平成8年11月 同社東日本営業本部副本部長 平成9年4月 同社取締役 平成11年8月 日本アウトソーシング株式会社代表取締役社長 平成12年6月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)常務執行役員 平成13年5月 同社内部監査室長 平成15年8月 同社監査役(現任) 平成19年12月 当社監査役(現任)	注5	281
監査役	—	秋 元 勇 巳	昭和4年3月14日	昭和29年4月 三菱金属鉱業株式会社(現三菱マテリアル株式会社)入社 平成6年6月 同社代表取締役社長 平成12年6月 同社代表取締役会長 平成15年6月 同社取締役相談役 平成16年6月 同社名誉顧問(現任) 平成17年8月 株式会社パソナ(旧株式会社パソナサンライズ)監査役 平成19年12月 当社監査役(現任)	注5	11
監査役	—	後 藤 健	昭和16年3月29日	昭和38年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 昭和48年3月 同社経理担当マネジャー 昭和53年4月 同社予算管理担当マネジャー 昭和59年5月 同社取締役管理担当 昭和63年3月 同社常務取締役管理部門担当 平成5年4月 同社専務取締役兼カスタマー・ファイナンスアジア・パシフィックゼネラルマネジャー 平成13年4月 同社副会長 平成18年4月 同社特別顧問 平成18年6月 コムシスホールディング株式会社 監査役(現任) 日本コムシス株式会社 監査役(現任) 平成19年5月 日本アイ・ビー・エム株式会社 顧問(現任) 平成19年12月 当社監査役(現任)	注5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	船橋晴雄	昭和21年9月19日	昭和44年7月 大蔵省入省 昭和53年5月 外務省在ベルギー日本国大使館 昭和59年6月 大蔵省広報室長 平成元年5月 外務省在フランス日本国大使館 平成6年6月 大蔵省副財務官 平成7年3月 東京税関長 平成9年7月 国税庁次長 平成10年6月 証券取引等監視委員会事務局長 平成12年6月 国土庁長官官房長 平成13年7月 国土交通省国土交通審議官 平成14年7月 同省退官 平成15年2月 シリウス・インスティテュート株式 会社代表取締役(現任) 平成17年3月 ケネディクス株式会社監査役(現 任) 平成19年12月 当社監査役(現任)	注5	—
計						151,375

- (注) 1 取締役相原宏徳、平澤創、衛藤博啓、早川吉春の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役秋元勇巳、後藤健及び船橋晴雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社では、執行役員制度を導入しております。有価証券報告書提出日現在の執行役員は取締役5名を含め、19名で構成されております。
- 4 取締役の任期は、平成20年5月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役肥後一雄、秋元勇巳、後藤健、船橋晴雄の4氏の任期は、当社設立の日(平成19年12月3日)から平成23年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、『人を活かす』ことを人材サービスの原点とし、常に高い志と使命感を持って、新たな雇用インフラを構築し、更なる雇用創造に挑戦し続けることを使命としています。

こうした企業理念・企業としての社会的使命に共感いただける、株主をはじめとする、当社ステークホルダー（利害関係者）に対して、企業価値の継続的な向上を実現することは、企業としての基本的使命でもあります。

当社グループは、常に、社会から「必要とされる会社」であり、働く人々が「仕事を見つけたい会社」、顧客企業に「信頼と安心感を持たれる会社」、従業員が「意欲を持ってチャレンジできる会社」であり続けなければなりません。

そのためにも、コーポレート・ガバナンスの強化を推進し、遵法精神と高い倫理観に基づいたマネジメントを常に意識して実行して参ります。

業界のリーディングカンパニーとしての自覚を持ち、当社グループおよび業界全体の社会的信用を高める努力を継続していくことは、ステークホルダーに対する責任を果たすと同時に、当社の事業基盤をより強固にし、企業価値を向上させるものであると確信しております。

なお、コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を上場証券取引所および弊社ホームページ上に掲載し、一般に公開するとともに、記載内容の更新を随時行っております。

### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ① 会社の機関の基本説明

当社は、「監査役設置会社」形態を採用しておりますが、経営に対する監視・監督機能の強化については、「監査役体制」、「取締役会と執行役員制」、「社外取締役・社外監査役の選任」、「アドバイザーボード」等を通して、実質的にその機能を果たしているものと考えております。また、取締役会を取締役10名のうち社外取締役4名、監査役4名のうち社外監査役3名と半数を社外役員で構成することにより、取締役会の監督機能を強化しております。

内部統制に関する主要機関は以下のとおりです。

#### a. 取締役会

平成20年5月31日現在、取締役10名（うち社外取締役4名）で構成しており、第1期における取締役会は7回開催しております。

#### b. 監査役会

平成20年5月31日現在、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成しており、第1期における監査役会は7回開催しております。

c. 経営会議

全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に審議を行うために、原則として月2回、常勤取締役および常勤監査役で組織する経営会議にて審議しています。

d. 執行役員制度／執行役員会

監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しています。また、原則として月1回、執行役員会を開催し、業務執行体制の強化を図っております。

e. 内部統制委員会 他

経営会議の下部組織として、内部統制やリスク管理、また顧客満足度の向上などの具体的な施策を実施するため、次の4つの委員会を部門横断的に設けております。

(イ) 内部統制委員会

(ロ) コンプライアンス委員会

(ハ) CS／ES委員会

(ニ) 環境委員会

f. アドバイザリーボード

経営全般に多様な視点を導入し、各種施策への社会的評価を反映させることを目的として、有識者で構成するアドバイザリーボードを設置し、取締役会の諮問機関と位置づけ、運営しております。

アドバイザリーボードの任期は原則1年とし、四半期に1度会議を開催しております。尚、アドバイザリーボードは以下のメンバーにより構成されております。

石原 信雄 財団法人地方自治研究機構 会長

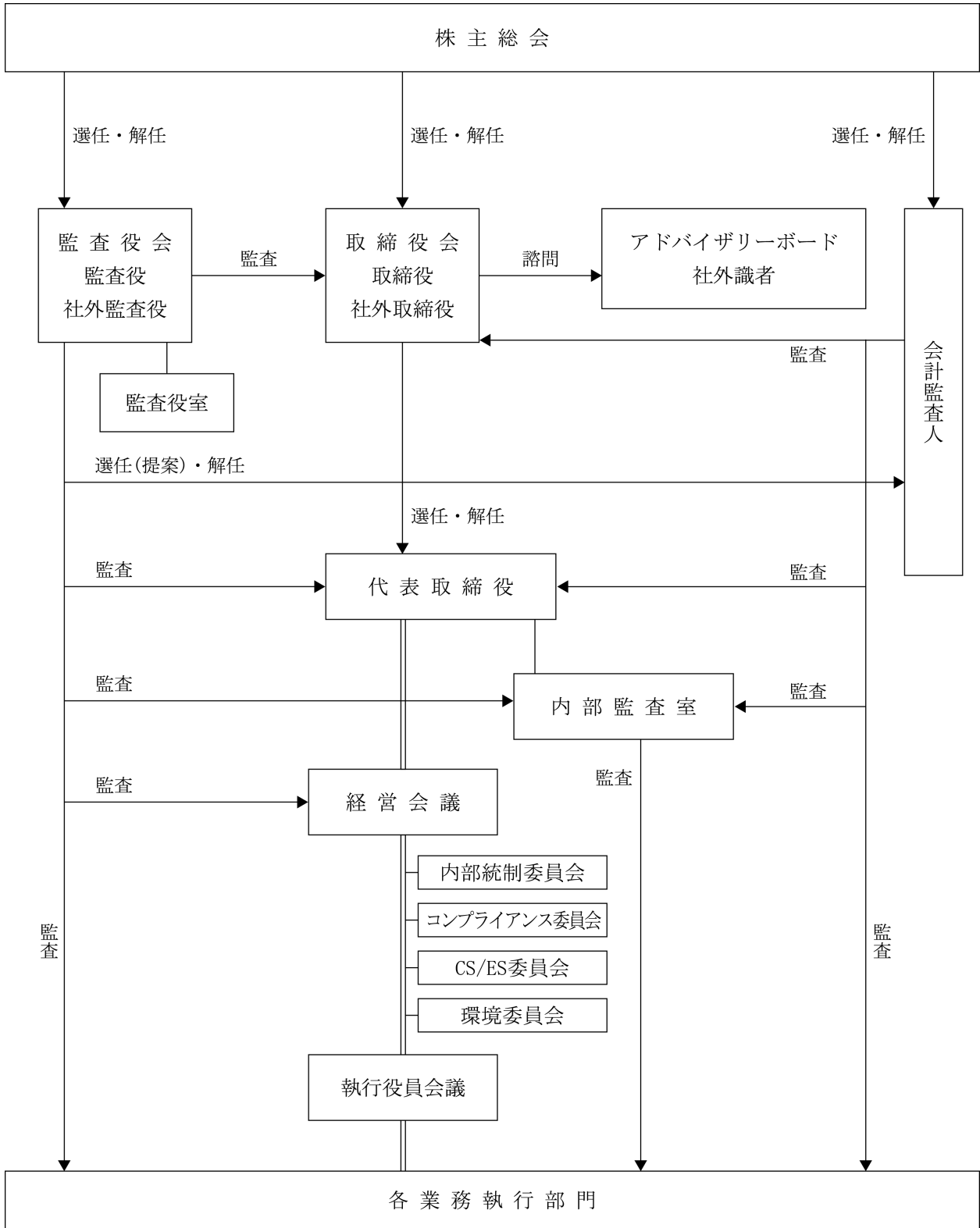
児玉 幸治 財団法人機械システム振興協会 会長

鷺尾 悦也 財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会 理事長

相原 宏徳 当社社外取締役（T T I・エルビュー株式会社 取締役会長）

竹中 平蔵 当社特別顧問（慶應義塾大学 教授 グローバルセキュリティ研究所 所長）

『コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制図』



## ② 内部統制システムの整備の状況

### a. 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 取締役が定められた企業行動憲章に基づき、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動を取る様、取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
- (ロ) コンプライアンス委員会は、役職員の法令遵守に対する取組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。
- (ハ) コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取り締役に報告する。
- (ニ) 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
- (ホ) 常勤監査役並びに当社と利害関係を有しない社外監査役による監視を行う。
- (ヘ) 取締役に、社外で実施されるコンプライアンスに関する各種セミナー等への出席を奨励する。

### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うとともに、役職員全員に危機管理マニュアルの概要を配布することにより徹底を図る。
- (ロ) 当社のリスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理はリスクマネジメント委員会が行い、総務部の担当役付執行役員を全社のリスクに関する統括責任者として指名する。
- (ハ) リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速且つ適切な情報伝達が行える様、整備を行っておく。
- (ニ) 内部監査室は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 各取締役の職務執行については、組織規程により業務分掌、職務権限が定められており、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図っていく。
- (ロ) 定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、常勤の取締役及び監査役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- (ハ) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

### e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
- (ロ) 内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (ハ) 内部通報制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択出来る体制になっており、今後も制度の一層の充実を図っていく。
- (ニ) コンプライアンス委員会、コンプライアンス室及び内部監査室は、平素より、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。



- f. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社において制定した企業行動憲章を、企業集団内においても適用し、企業活動の根本理念の共有と徹底を図る。
  - (ロ) 子会社の取締役又は監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
  - (ハ) 当社の内部監査室は当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を常勤取締役及び常勤監査役が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
  - (ニ) 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき、内部統制評価計画の策定、内部統制室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。
  - (ホ) 当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、グループ各社（上場会社を除く）の定める内部通報制度によりグループ各社の役職員も当社の社内通報先又は社外通報先のいずれかに直接通報することが出来る体制とする。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役室を設置し、監査役室の要員が専任の補助者として監査役の職務の補助を行う。
- h. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役会の事前承認を得なければならないものとする。
- i. 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは定められた制度に基づき速やかに監査役に報告を行うことの徹底を図る。  
また、内部通報制度により通報者より通報先へ通報があった場合、直ちに監査役へ報告されることとなっている。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室、監査役室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

### ③ 内部監査及び監査役監査の状況

#### a. 内部監査

社長直属の内部監査室は3名で構成されております。内部監査室は内部監査規程に基づき、法令および社内諸規程の遵守状況を監視し、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等、内部統制システムの構築・運用状況のチェックを目的として内部監査を実施しております。

また常勤監査役は、内部監査結果について個別の内部監査報告書の報告を受けるとともに、月1回開催される内部監査報告会に出席し、内部監査室長からの報告を受け、また別途、内部監査室長と月1回情報交換会を定例的に開催し、社内業務の適正化、コンプライアンス遵守状況の確認、業務改善、指導事項を共有化しております。加えて、監査役監査方針計画と、内部監査方針等につき、緊密な情報交換を実施しております。

#### b. 監査役監査

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名の4名で構成されております。監査役は、経営会議等の重要な会議への出席、取締役からの営業報告の聴取および関係会社に対する会計監査、重要な文書・帳票等の閲覧、会計監査人の監査方法が相当であるかの協議、内部監査室との定例会議等の監査活動により、業務執行状況全般を監視しており、監査結果は取締役会に対し文書または口頭で報告、必要に応じて助言または是正の勧告を行う場合もあります。

#### c. 会計監査

当社の会計監査人であり、監査法人トーマツおよび当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は監査法人との間で監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。第1期において業務を執行した公認会計士の氏名については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員：桃崎有治氏、中井新太郎氏、中原健氏

(注) 継続監査年数は、7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成については、公認会計士3名及び会計士補他9名を構成員として、監査法人の監査計画に基づき、決定されております。

### ④ リスク管理体制の整備の状況

上述の「内部統制システムの整備の状況」に記載された「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整備しております。

⑤ 役員報酬の内容

取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 10名 143百万円 (うち社外取締役 4名 12百万円)  
監査役 4名 16百万円 (うち社外監査役 3名 7百万円)

- (注) 1 当社の設立の日後本定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、平成19年8月22日開催の株式会社パソナ第19期定時株主総会の株式移転による完全親会社設立の件において承認された当社定款において、年額600百万円以内と定められております。
- 2 当社の設立の日後本定時株主総会終結の時までの監査役の報酬限度額は、平成19年8月22日開催の株式会社パソナ第19期定時株主総会の株式移転による完全親会社設立の件において承認された当社定款において、年額50百万円以内と定められております。
- 3 平成19年12月3日から平成20年5月31日までの実績を記載しております。
- 4 当期末在籍人員は取締役10名、監査役4名です。上記は社外役員分を含めて記載していません。

使用人兼務取締役に対する使用人給与等相当額

該当事項はありません。

当期中の株主総会決議により支給した役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 監査報酬の内容

当社の会計監査人である監査法人トーマツに対する報酬

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	6百万円
上記以外の業務に基づく報酬	8百万円
合 計	15百万円

⑦ 社外取締役等の人的関係、資本的關係または取引關係その他の利害關係の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間には、下記以外の利害關係はありません。

(平成20年5月31日現在)

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	關係
社外取締役	相原宏徳	株式会社ベネフィット・ワン	社外取締役	關係会社 ・取引先
		日本ベリサイン株式会社	社外取締役	—
	平澤 創	株式会社フェイス	代表取締役	—
	衛藤博啓	サッポロホールディングス株式会社	社外取締役	—
		サンデン株式会社	社外監査役	—
	早川吉春	株式会社霞経営研究所	代表取締役	—
		三井不動産株式会社	社外取締役	—
		キーコーヒー株式会社	社外監査役	—
株式会社三菱東京UFJ銀行		社外監査役	取引先	
社外監査役	秋元勇巳	株式会社関東雇用創出機構	社外監査役	關係会社 ・取引先
	後藤 健	コムシスホールディングス株式会社	社外監査役	—
	船橋晴雄	シリウス・インスティテュート株式会社	代表取締役	—
		株式会社モリモト	社外取締役	—
		ケネディクス株式会社	社外監査役	—
		株式会社関東雇用創出機構	社外監査役	關係会社 ・取引先

⑧ 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待された役割を十分發揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)および監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑨ 責任限定契約に関する事項

当社は定款に社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外役員である社外取締役及び社外監査役全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

a. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金480万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

b. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要する旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑪ 取締役の定数

当社は、当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。